

## 小売事業者における表示制度の概要

### 1. 小売事業者における表示制度制定の背景

平成11年4月に改正・施行したエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）において、自動車や家電等のエネルギー消費機器について、トップランナー制度<sup>（注）</sup>に基づく省エネ基準が導入された。

（注）トップランナー制度とは、製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求める制度。

また、平成18年4月に改正・施行した省エネ法において、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（以下「小売事業者」という。）は、エネルギー消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般の消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めることが規定された。

これを踏まえ、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会（現・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準WG）において、家電機器等を販売する小売事業者による機器の省エネルギー情報の表示を促進するための制度について検討を行った結果を最終取りまとめ（以下「最終取りまとめ」という。）とした。この最終取りまとめを基に、「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（現・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）」（告示）（以下「告示」という。）が平成18年8月に制定された。

### 2. 最終取りまとめの概要

最終取りまとめは、「小売事業者が取り組むべきガイドライン」として、「（1）省エネラベリング制度」、「（2）多段階評価制度」、「（3）目安年間エネルギー使用料金等」を含む、以下の内容を定めている。

#### （1）省エネラベリング制度

##### ①基本的考え方

JIS規格により構築された省エネラベリング制度により、製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）だけでなく、小売事業者においても省エネラベルが表示され、省エネルギー機器の普及促進がなされているところである。

広く小売事業者において本制度による省エネラベルを表示し、省エネルギー機器の普及促進することは重要であることから、小売事業者は省エネラベ

リング制度による省エネラベルを表示することとする。

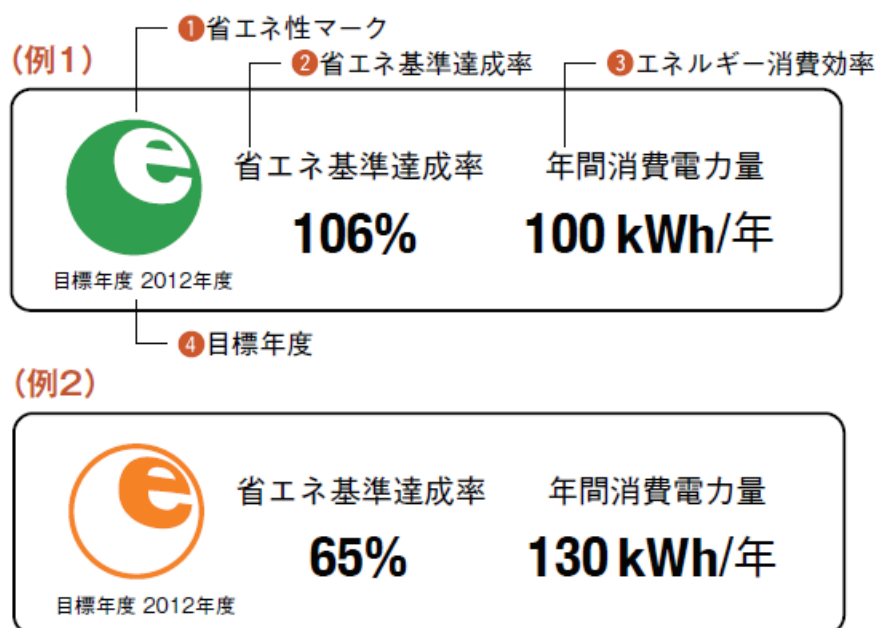


図1 省エネラベルの表示例（JISC9901、JISS2070、JISA4423による）

## ②対象となる範囲

JISC9901 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法（以下「JISC9901」という。）、JISS2070 ガス・石油機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISS2070」という。）及び JISA4423 電気便座の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISA4423」という。）に規定されている適用範囲を対象とする。ただし、中古品は除外することとする。

## ③省エネラベリング制度による表示

小売事業者は、JISC9901、JISS2070 及び JISA4423 に基づく省エネラベルを製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

## （2）多段階評価制度

### ①基本的考え方

消費者が機器を購入する際には、省エネラベリング制度により、省エネ基準達成率及びエネルギー消費効率等の情報を入手することができるが、それぞれの機器が市場に供給されている機器の中でどの位置にあるのかは省エネラベリング制度だけでは判断できない。そこで、当該製品が市場に供給され

ている機器の中でどこに位置付けられているかという多段階評価制度を導入し、小売事業者において表示することとする。

## ②多段階評価基準の設計方法

原則 1. 評価指標は省エネラベリング制度に基づく省エネ基準達成率を用いることとする。

原則 2. 「★★★★★」、「★★★★」、「★★★」、「★★」、「★」の 5 段階で区分することとする。

原則 3. 「★★★★★」、「★★★★」、「★★★」、「★★」、「★」は、省エネ基準達成率の状況を踏まえ基準を設定することとする。

具体的には以下の順により基準を設定することとする。

ア) 市場に供給されている製品の省エネ基準達成率の状況を把握し、省エネ基準を達成している機種種の割合（2 割未満、2 割以上 4 割未満、4 割以上 6 割未満、6 割以上の 4 段階）から、省エネ基準達成率 100%の区切り位置を定める。



どの区切り位置を省エネ基準達成率 100%とするか検討

イ) 省エネ基準達成率 100%以上の区分については、省エネ基準達成率の最高値と 100%との間で区分数により均等に分割して基準を設定する。ただし、特殊な技術により一部の機器の最高値が著しく高くなっているものは除外する。

ウ) 省エネ基準達成率 100%未満の区分については、省エネ基準達成率の最低値と 100%との間で区分数により均等に分割して基準を設定する。

原則 4. 原則として機器毎に 1 つの基準を設定することとする。なお、トップランナー基準の区分等で効率改善に著しく差が生じている場合には、複数の基準を設定することとする。

### ③対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

- 1) トップランナー基準の対象機器であること。
- 2) 省エネラベリング制度の対象機器であること。
- 3) 主に家庭用として使用されるものであること。
- 4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多いと認められるもの。
- 5) 多段階評価基準を作成した場合に、各区分の省エネ基準達成率の差が概ね5%を超えるもの。

## (3) 目安年間エネルギー使用料金等

### ①基本的考え方

年間消費電力量等のエネルギー消費効率、機器の省エネ性能を表す指標としては適当であるが、必ずしも消費者にとって分かりやすいものではない。そこで、消費者が省エネ効果を最も実感できる使用料金等の光熱費を小売事業者において表示することとする。また、目安年間エネルギー使用料金等は、実際の使用時と異なる場合もあることから、目安年間エネルギー使用料金等の算出に当たっての前提条件を、注意事項としてあわせて情報提供することとする。

なお、灯油価格やガス価格は、原料価格の影響を直接受けることから、期間の価格変動が大きく、供給会社間の価格差が大きいため、ガス石油機器の年間エネルギー使用料金を表示することは、正確さを欠くとともに、価格表示の本来の目的が損なわれ消費者の信頼を失うことになりかねない。このため、ガス石油機器については、目安年間エネルギー使用量を表示することとする。

### ②対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

- 1) トップランナー基準の対象機器であること。
- 2) 主に家庭用として使用されるものであること。
- 3) 目安年間エネルギー使用料金等の算出方法が存在すること。

### ③目安年間エネルギー使用料金等の表示方法

(エアコンディショナー、電気冷蔵庫等14機器毎に、目安年間エネルギー使用料金等及び注意事項を記載している。)

## (4) 統一省エネラベルによる作成方針

多段階評価制度により表示する機種については、多段階評価基準、省エネラベリング制度及び目安年間エネルギー使用料金等を組み合わせた統一小売省エネ推進ラベル（以下「統一省エネラベル」という。）により表示することとする。

統一省エネラベルの作成に当たっての基本的な考え方及びラベルのイメージは以下のとおりである。

- 1) 基準の切り替えに配慮するため、多段階評価基準を作成した年度を記載する。
- 2) 星を5つ記載し、当該機器のランクの星を塗る。
- 3) トップランナー基準の達成・未達成を明確にするためグリーンラベルとオレンジラベルの位置を記載する。
- 4) メーカー名及び機種名を記載する。
- 5) 省エネルギーラベルを記載する。
- 6) 当該機器の目安年間エネルギー使用料金を記載する。

※電気冷蔵庫のノンフロン製品については、ノンフロンマークを表示する。

大きさは100mm×110mmのほか80×90mm及び50×55mmのものを準備することとする。

## （５）表示の切り替え

### ①多段階評価に関する表示の切り替え

多段階評価の基準が硬直的であると、モデルチェンジによる効率改善によって全体の分布が上位区分に偏ることが予想されることから定期的に基準を改正することとする。改正する期間は、将来のエネルギー消費効率の改善が予想できないことから基準設定時の全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合と比較して、ある時点の全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合が3割以上増えた場合等の状況を踏まえ決定することとするが（例：基準策定時全体の1割がトップランナー基準達成機器であったものから、ある時点で全体の4割がトップランナー基準達成機器となった場合）、基準を過度に改正すると小売事業者による表示切り替え作業が膨大となることから少なくとも、多段階評価基準施行後1年以上経過した後に基準を改正することとする。

### ②トップランナー基準の改正に伴う表示事項の切り替えについて

#### 1) 法定表示事項について

省エネ法等に基づく表示事項等については、告示施行後1年間従前の例により表示することができることとする。

#### 2) 省エネラベリング制度について

トップランナー基準が改正され、新トップランナー基準に基づきエネルギー消費効率等を表示する場合には、新トップランナー基準に基づく省エネラベルを表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後１年間は、新トップランナー基準に基づく省エネラベルを表示している場合に限り、旧トップランナー基準を達成している旨の表示を行うことができることとする。

### ３）多段階評価制度について

トップランナー基準が改正され、新トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、新多段階評価基準に基づき表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後１年間は、旧トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、旧多段階評価基準に基づき表示することができることとする。

### ４）目安年間エネルギー使用料金等の表示について

トップランナー基準が改正され、エネルギー消費効率の定義が変更された場合には、新算出方法に基づく目安年間エネルギー使用料金等を表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後１年間は、旧算出方法に基づく目安年間エネルギー使用料金等を表示することができることとする。

## （６）小売事業者への情報提供

統一省エネラベルについては、政府（委託を受けて事業を実施する者を含む。以下同じ。）において、小売事業者がメーカー名と機種名を入力すると統一省エネラベルを出力することができるデータベースを構築することとする。小売事業者はこのデータベースを活用して統一省エネラベルを作成し、本体の近傍に表示することとする。

目安年間エネルギー使用料金等のみを表示する機器についても、政府において、データベースを構築することとする。小売事業者は、このデータベースを活用して各製品の使用料金等を確認し、POP（店頭で本体価格等の商品情報を表示するもの）等に表示するものとする。

また、これらのデータベースの整備、情報提供については、新製品についてもその販売前までに情報提供を行うこととする。このため、製造事業者等は自社製品について、その販売前までに政府へのデータ提供を行うよう努めることとする。

なお、特定販売店向けの製品等については、製造事業者等から直接小売事業者に対し情報提供することとする。

(7) 多段階評価制度及び目安年間エネルギー使用料金等の表示開始時期

本制度は平成18年秋を目処に制度の運用を開始することとする。

ただし、トップランナー基準の見直しが行われる予定の機器は、新トップランナー基準の策定後に多段階評価基準の対象とする。

(8) 省エネルギーに向けた提言

①使用者の取組

「省エネラベル」、「統一省エネラベル」及び「使用料金等」の情報を有効に利用し、省エネ性能の優れた機器の選択に努めること。等

②小売事業者の取組

省エネ性能の優れた機器の販売に努めるとともに、「省エネラベル」、「統一省エネラベル」及び「使用料金等」を表示し、使用者が省エネ性能の優れた機器を選択するよう適切な情報の提供に努めること。等

③製造事業者等の取組

製品の省エネルギー化のための技術開発を促進し、省エネ性能の優れた製品の開発に努めること。等

④政府の取組

「省エネラベル」を始め、「統一省エネラベル」及び「使用料金等」の普及を図る観点から、使用者及び小売事業者等の取組を促進すべく、地方公共団体等と連携し、普及啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。等

⑤地方公共団体等の取組

省エネに係るラベルを推進している地方公共団体等は、各地域において統一省エネラベルの普及促進活動に努めること。等

⑥地域レベルでのパートナーシップの構築

使用者（消費者）、小売事業者、製造事業者等、政府、地方公共団体等の各主体及び協力可能な消費者団体・環境NPO等の民間団体が「顔」が見える関係の中で連携・協力していくことが重要である。そのため、各主体並びに民間団体は都道府県等の地域レベルにおいてパートナーシップ型組織を結成する等により、「統一省エネラベル」の普及等、機器の使用に関わる省エネルギーをより効果的に推進していくことが望ましい。

### 3. 告示の概要

本告示は、エネルギー消費機器毎に小売事業者がエネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない旨及びその具体的な内容を規定している。

現在、20 機器が対象となっており、以下の内容が規定されている。

- 1) 表示事項（イ 多段階評価、ロ 省エネルギーラベル、ハ 1 年間使用した場合の目安となる電気料金等（年間の目安電気料金等）のうち、機器毎に適用されるものを記載）
- 2) 遵守事項（すべての機器に記載）
- 3) 多段階評価基準（1）イが適用される機器のみ記載）
- 4) 年間の目安電気料金等の算出方法（1）ハが適用される機器のみ記載）
- 5) 注意事項（1）ハが適用される機器のみ記載）

なお、機器毎に規定する内容は異なっている。具体的には、表のとおり。

表 告示における各機器の表示内容

| No.   | 機器名                | 多段階評価 | 省エネルギーラベル | 年間の目安電気料金等 |
|-------|--------------------|-------|-----------|------------|
| 1     | エアコンディショナー         | ○     | ○         | ○          |
| 2     | 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具 | ○     | ○         | ○          |
| 3     | テレビジョン受信機          | ○     | ○         | ○          |
| 4     | 電子計算機              |       | ○         |            |
| 5     | 磁気ディスク装置           |       | ○         |            |
| 6     | ビデオテープレコーダー        |       |           | ○          |
| 7     | 電気冷蔵庫              | ○     | ○         | ○          |
| 8     | 電気冷凍庫              | ○     | ○         | ○          |
| 9     | ストーブ               |       | ○         |            |
| 10    | ガス調理機器             |       | ○         | ○(燃料使用量)   |
| 11    | ガス温水機器             |       | ○         | ○(燃料使用量)   |
| 12    | 石油温水機器             |       | ○         | ○(燃料使用量)   |
| 13    | 電気便座               | ○     | ○         | ○          |
| 14    | ジャー炊飯器             |       | ○         | ○          |
| 15    | 電子レンジ              |       | ○         | ○          |
| 16    | ディー・ブイ・ディー・レコーダー   |       | ○         | ○          |
| 17    | ルーティング機器           |       | ○         |            |
| 18    | スイッチング機器           |       | ○         |            |
| 19    | 電気温水機器             |       | ○         |            |
| 20    | エル・イー・ディー・ランプ      |       | ○         | ○          |
| 対象機器数 |                    | 6機器   | 19機器      | 14機器       |



多段階評価、省エネルギーラベル、目安年間エネルギー使用料金等の表示の様式は、以下のとおり定められている。



図2 エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が  
取り組むべき措置に関する様式